

蔡の祈禱所

紀伊徳川家と高尾山

17

明治大学博物館 外山 徹

重倫帰国

安永二年（二七七三）三月、高尾山主秀興は権僧正拜任のため京都へ上った。その際、紀州家から、後世の記録によると二百両もの祈禱料・供物料を託されていた。周辺の寺社で当主重倫の病氣快然の祈禱をおこなうためであった。

秀興留守中の動静

しばらくの秀興不在の間の事情だが、紀州家臣臣浅井庄左衛門からの、出立前の三月三日付の書状にその辺りの記述がある。

御留守中月々ご祈禱の儀は御隠居湛玄方御執行成らるべしと御思慮の由、承知いたしそろう

留守中は秀興に代わつ

しかと間違いはないか」とこだわりを見せていたということだろう。このことは紀州家との関わりが、湛玄のパーソナリティに拠っていたという点を示している。

重倫の帰国

さて、この間の重倫の動静であるが、明和九年三月の帰国を延期し、翌安永二年の二月六日の時点でも「御癩氣今以てしかと成られず」（『南紀徳川史』）という状況で、三月に至って、本来は紀州から江戸に参勤する時期になっても江戸に滞在したままだった。

秀興は三月二十七日に京に向けて出立。つづく閏三月二十六日付の浅井の書状は、留守中の湛玄による祈禱について、重ねての書状は、未だ快然の見えない重倫の病状ゆえであらうか。七月二〇日付で昨年十二月以来の重倫所労快然、正月・五月の雅之助とお八百に対する祈禱に関する祈禱料が届

て隠居湛玄（秀憲）が祈禱を執行するのを（紀州家側が）承知しているという点である。そして、前年暮れの書状のやり取りによれば、年明けに八千枚護摩供と星供が執行されているはずだが、それに引き続いて毎月祈禱が続いていたことが分かる。湛玄に対する祈禱依頼という点では、明和八年（二七七二）九月の重倫直筆書状は湛玄に宛てたもので、続く重倫快気の祈禱については湛玄によつて執行されていたから、ここで言われていることは三男雅之助とその母お八百に対する祈禱についてということだろう。

湛玄すなわち一六世山主秀憲は享保九年（二七

けられている。

秀興がどこをどう巡つて紀州家から託された祈禱をおこなっていたかは定かではないが、上京中に次の動向が生じる。八月の末は涼気も感じ始める頃だが、二三日付で安産祈願の依頼が届く。文中には「懐妊した」女中には「懐妊した」とあり、再びお八百の方が懐妊したこと知らされる。一時期、祈禱に関しては薬王院側の提案に紀州家が了承するというパターンが続いていたが、このケースは明らかに紀州家側からの要望であり、祈禱所として信頼が寄せられていたことが分かる。九月六日付の書状では臨月の時期は来る正月とし、それまで毎月御札守を送るようにと、書面の往来が慌ただしくなる。

八月二三日付書状の追伸には上京中の秀興は「最早近々には御帰山も成られそうぞう哉」と尋ねる一文があるが、翌月

二四）の晋山なので、紀州家との関わりは宗直以来、宗将、重倫と三代にわたる。以前に紀州家との関係が秀憲のパーソナリティによるものと推測を述べたが、実際、重倫は湛玄への個人的な帰依が深かったようだ。

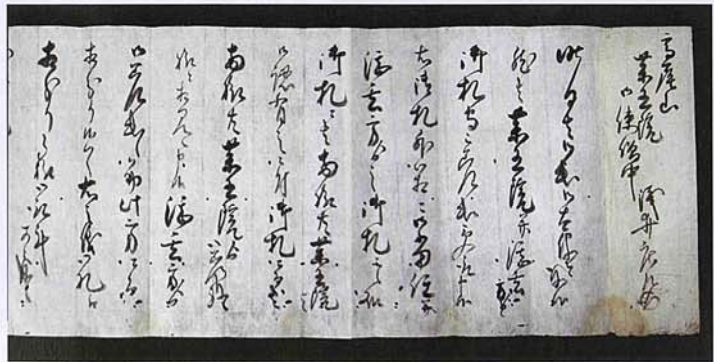
写真の書状は年不詳のものだが、湛玄の祈禱へのこだわりが見られるものである。

昨日者御出候大儀と存候然者薬王院并湛玄方右御札外箱二御当住并湛玄方右之御札二候処御札二者御共薬王院与御認有之二付御札二者御共薬王院右御差越候様二相見へ申候湛玄方右御差出候筋此方二而相分り候八、右之儀御札江相分り候様御取計可被成候

（後略）

昨日はお出でになり太儀でした。さて、薬王院ならびに湛玄方より御札守が差し出され受

取りました。右の御札は外箱に御当住と湛玄方よりの御札とあるところ、御札には両方とも薬王院としたためであり、御札は両方とも薬王院からお差し越しのように見えます。湛玄方からお差し出しの筋は、こちらでは分かっていますので、右については御札へ分かれるようにお取計らいにされるように。



隠居湛玄の祈禱札であることを明確にすることを要する書状

中旬の書状は次なる展開を示していた。「今年拙者（浅井）儀国許へまかりそうろう」と述べられ、雅之助に対する祈禱・札守は岡部小左衛門・岡田作左衛門宛とする。こと、重倫とお八百に關しては浅井宛とし岡部らに託すようにと記している。

浅井のこの帰国は、本来一年半前の三月に帰国していなければいけなかった重倫の帰国にもなうものであった。浅井からの書状には、その事情として「中納言殿癩氣少々快方にこれあられそうろうにつき、なお保養のため当秋国許へあい越されそうろう筈」と記されていた。病氣を理由に延々と帰国を引き延ばしていた重倫であるが、ここにきてようやく重い腰を上げることになったのである。

参勤交代

さて、参勤交代の話題が出たところで、少しそ

れに触れておこう。参勤交代と言うと、どのようないメージが湧くだろうか？大名行列の「下ーにイ、下ーにイ」の掛け声に長柄の槍を先頭に押し立てて、沿道に平伏する人々の前を、鉄砲筒や弓矢を入れる朝・家紋をあしらった長持ち・挟箱などが通り過ぎてゆくイメージだろうか。長大な行列を仕立てて江戸と国許とを往來するには、見た目の厳かな雰囲気と、裏腹に、大名に莫大な出費を強いるものであった。そうして幕府に對しての対抗勢力の財力を削ぐという、統制策としてのイメージもあるだろう。しかし、実際には將軍と大名との主従関係をシンボライズする当時として、は双方にとつて非常に重要な儀礼的行為であったと言える。

鎌倉時代にも御家人は鎌倉に屋敷を構えており、屋敷の位置は力関係を象徴するもので、室町幕府もまたその支配のタガが緩むまでは、同様に大名を京都に住まわせていた。信長・秀吉にしてみれば、徳川幕府に特別な制度ではなかった。当初は任意であった江戸への居住は、やがて豊臣恩顧の大名への牽制策としての色彩を強め、幕府の体制が整う寛永年間には、同二年（一六三五）の武家諸法度において、その後定式化する参勤交代が規定されることになった。一年交代で江戸と国許とを往來するというものだが、交代時期と期間には譜代・外様の別や江戸からの遠近によつても異なる。老中や若年寄など役付の間は定府である。御三家の内、尾張・紀伊両家は三月の交代で江戸に一年参勤、国許に一年在国したが、水戸家当主だけは將軍の近く、江戸に定府であった。副將軍と呼ばれる所以である。

おことわり 本連載では史料の引用について、読みやすく原文に手を加えています。